

不在者投票

次の事由に該当する場合は、事前に不在者投票ができます。

遠隔地での不在者投票

仕事やレジャーなどで遠方に滞在している方は、小平市選挙管理委員会から投票用紙などを取り寄せれば、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて不在者投票ができます。

不在者投票の投票手順・手続き

不在者投票の投票手順・手続きは次のとおりです。

投票用紙および投票用封筒の請求

小平市の選挙人名簿に登録のある方は、投票用紙および投票用封筒が請求できます。

投票用紙・投票用封筒・不在者投票証明書の交付

不在者投票事由があると認められると、投票用紙と投票用封筒のほか、不在者投票証明書が交付されます。

不在者投票証明書は、不在者投票証明用封筒に入っていますので、封筒は開封しないでください。

開封すると投票できません。

投票方法および手続き

投票用紙などの交付を受けたら、それを持って告示日の翌日から投票日の前日までに（日数に余裕をもって早めに）、滞在先の市区町村選挙管理委員会に行ってください。

投票をする前に投票用紙、投票用封筒、不在者投票証明書の入っている封筒（開封すると投票できません）を提出してください。

※あらかじめ、投票用紙に候補者の氏名などを記入しないでください。

投票用紙の記載・封入

不在者投票記載場所投票用紙に記入し、封をします。外封筒に署名をしたら、立会人の署名を受けて不在者投票管理者へ提出します。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持っている選挙人で、一定の要件に該当する方、または介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」に該当する方で、選挙管理委員会の発行する「郵便等投票証明書」をお持ちの場合は、在宅のまま郵便等による不在者投票ができます。

介護保険の被保険者証

Table with 2 columns: 要介護状態区分, 要介護5

郵便等による不在者投票の対象要件

Table with 4 columns: 障がい名, 障がいの程度 (1級, 2級, 3級), 戦傷病者手帳, 介護保険の被保険者証

※○は該当。

票ができます（左上表参照）。

また、郵便等による不在者投票ができる方で、みずから投票の記載ができない方として定められた項目に該当する場合は、代理記載制度を利用することができます。告示日前でも申請手続きはできますので、早めにお願います。

入院・入所者の不在者投票

指定病院、指定老人ホームなどの都道府県の選挙管理委員会が不在者投票施設に指定した施設や法令で定められた施設に入院・入所中であれば、その施設で不在者投票ができます。

なお、投票用紙などの請求は、入院・入所中の施設の長を通じて行います。

※投票できる期間は、告示日の翌日から投票日の前日までです。

点字投票と代理投票

視覚障がい者で点字のできる方は、点字投票ができます。

また、視覚障がい者などで、字を書くことができない場合は、代理投票ができます。投票所で係員に申し出てください。

選挙公報

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、4月2日ごろ、全世帯に各戸配布する予定です。届かない場合は、問合せ先へご連絡ください。なお、市役所、東部・西部

忘れずに投票してね



投票区(所)・投票区の区域一覧

Table listing voting districts and their areas, including columns for district name, address, and area details.

Table listing voting districts and their areas, including columns for district name, address, and area details.

出張所に公報ボックスを設置しますので、ご利用ください。

開票

開票は、4月10日(日)の午後9時から市民総合体育館で行います。

投票資格のある方は、自由に参観できます(受付は、当日、会場で行います)。

また、開票速報は小平市ホームページおよび携帯電話用ホームページ(選挙専用)に、午後9時30

分以降、30分おきに掲載します。携帯電話で、二次元コード(下図)を読み取るとアクセスできます。



問合せ

小平市選挙管理委員会事務局

☎042(346)9576

※電話がかかりにくい場合があります。



この市報は環境に配慮して、古紙配合の再生紙、大豆油インキを使用しています。